

光ディスクによる
給与支払報告書・公的年金等支払報告書
の提出についての手引

ご不明な点がありましたら、次の担当までお問い合わせください。

担 当 中野区区民部税務課課税係
電話番号 03(3228)8913(直通)
所 在 地 中野区中野4-8-1

2020/11 (改訂)

2022/10 (改訂)

2023/10 (改訂)

1 光ディスクによる給与支払報告書・公的年金等支払報告書提出の概要について

給与支払報告書・公的年金等支払報告書（以下「給報等」といいます。）を光ディスク（以下「ディスク」といいます。）により提出していただき、当区でその内容等に基づき特別区民税・都民税を算出します。特別徴収義務者への「特別区民税・都民税特別徴収税額の通知書」（以下「税額通知」といいます。）は、書面により交付します。

2 実施の手続等について

承認申請書の提出※

※令和5年度税制改正により、給与支払報告書等の提出義務者のうちeLTAX又は光ディスク等による提出義務制度の対象とならない者が、給与支払報告書等の書面による提出に代えてその給与支払報告書等に記載すべき事項を記録した光ディスク等の提出をするための要件であるその者が受けるべき市町村長の承認が不要とされました。

したがって、令和6年度以降に光ディスクにより提出しようとする場合には、「給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の光ディスク等による提出承認申請書」は提出不要となります。

3 ディスクの提出方法について

(1) ディスクの提出について

ディスクの規格等に基づき調製したディスクは、次のとおり提出してください。

①提出方法

郵送（必ず書留郵便で）又は窓口へお持ちください。

②提出期限

給報等（紙）と同様に1月31日とします。（1月31日が休日の場合は翌平日）

③提出部数

原則として正本・副本の2部とします。

④使用ディスク

特別徴収義務者等所有のディスクとします。

なお、提出されたディスクは返却いたしません。

(2) パスワードの使用について

パスワードを使用する予定の場合は、12月中に必ず連絡してください。

(3) ディスクの提出に当たっての留意事項

①ディスクの提出の際は、正本・副本の両方を提出する。

②提出するディスクには、次の事項を記載した外部ラベルを貼付する。

(ア)．提出先名（中野区） (イ)．提出者名 (ウ)．提出者住所

(エ)．個人番号又は法人番号 (オ)．指定番号 (カ)．提出件数 (キ)．提出年月日

(ク)．正本・副本の区別 (ケ)．総枚数及び一連番号

※外部ラベルの記載が不十分な場合や添付がない場合、その他必要が生じた場合は外部ラベルの追記や添付を行うことがあります。

③ディスクの提出の際には、ファイルがコンピューター・ウィルスに感染していないことを十分に確認する。

4 ディスクの作成について

(1) ディスクの規格等

①規格

ディスクの規格は、次のとおりです。

	C D	DVD
サイズ	12cm	12cm
規格	CD-R	DVD-R
記憶容量	650MB	片面4.7GB
フォーマット	ISO9660 (Level 2) / Joliet※	
ファイル形式	CSV (カンマ区切形式)	
記録コード	シフトJIS	
漢字の水準	JISの第1水準及び第2水準までとする。	

※書き込みは、ディスクアットワンス (シングルセッション) 方式とする。

※区では磁気ディスクでの提出は受け付けておりません。

②仕様

ファイル名は、給与支払報告書は「315dat**.txt」、公的年金等支払報告書は「331dat**.txt」と記録する。

なお、ファイル名の一部にある「**」には、ファイル数により、「01」～「99」を記録する。

【例】2枚のCDに分けて提出する場合

- ・1枚目のCDに格納するファイル 315dat01.txt
- ・2枚目のCDに格納するファイル 315dat02.txt

(2) レコードの作成内容等について

①記載要領

ディスクの調整は原則として令和5年4月1日付けの総務省自治税務局長通知『個人住民税の給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の光ディスク等による調製及び市町村への提出等について (通知)』(以下「同通知」という。)により作成して下さい。(同通知の別紙2 (以下単に「別紙2」という。)が給与支払報告書関係、別紙4 (以下単に「別紙4」という。)が公的年金等支払報告書関係になります。)

ただし、区独自で記載要領を設けている箇所があります。(詳細は以下のとおり) 上記通知と併せて以下の注意事項もご確認ください。

- ・提出済みのレコードの訂正又は取消しを行う場合には、光ディスクに訂正表示をして提出するのではなく、次により書面で提出してください。

【訂正分】

正しい内容を記載した給与・年金支払報告書を「訂正分」と明記して提出してください。

【取消分】

取消す旨の文書を、取消したい対象者を明記したうえで提出してください。

(別紙2 項番10、別紙4 項番10関係)

- ・支払を受ける者の氏名・フリガナを入力する場合、姓と名の間にスペースを入れてください。

(別紙2 項番14・137、別紙4 項番14関係)

- ・市区町村コードは「131148」と入力してください。

(別紙2 項番139、別紙4 項番77関係)

- ・指定番号は「6」から始まる8桁の数字になります。なお、新たに中野区に給与支払報告書を提出することとなった等により、前年度の指定番号がない場合は記載を省略して提出してください。

承認書または通知書発送時に指定番号をご連絡いたします。

※従前の指定番号(5桁-3桁の番号)や桁間違い(7桁や9桁)、番号誤り等が散見されます。提出の際は再度確認していただきますようお願いいたします。

(別紙2 項番140、別紙4 項番78関係)

②各項目の記録に当たっての留意事項

別紙2、別紙4に記載があります。こちらに基づいて作成願います。

5 特別徴収義務者への税額通知ディスクの交付等について※

※令和3年度の税制改正により、光ディスクによる税額通知が令和5年度で終了となります。

令和6年度以降に電子データでの税額通知を希望する場合は、地方税ポータルシステム「eLTA X(エルタックス)」をご利用ください。

今後、光ディスクによる税額通知を希望し、空の光ディスクを同封したとしても、空のままご返送させていただきますので、予めご了承下さい。

6 費用負担について

ディスクの購入、調整、提出に係る費用は、特別徴収義務者等の負担となります。

7 ディスクの内容が不正確な場合について

提出されたディスクの内容等が不正確な場合には、ディスクによる再提出ではなく、書面により給報等を提出していただきます。

※改めて書面による給報等が必要な場合は、ご連絡しますので早急に提出してください。

8 ディスクに他市区町村が混在している場合について

提出されたディスクに、他の市区町村において課税すべきものが含まれていた場合は、特別徴収義務者等に連絡するとともに、関係市区町村が判明した場合には、原則として、中野区において、ディスクから書面の給報等と同様のものを打ち出し、関係市区町村に送付します。

※他の市区町村において課税すべきものが大量に含まれていた場合などは、当該市区町村へ再度提出していただく場合があります。

9 その他

ディスクによる提出の運営上、疑問の生じた事項については、その都度、特別徴収義務者等と中野区とが協議し解決するものとします。

10 参考

光ディスク等により給与支払報告書を提出する場合の規格等について（総務省HP）

https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/mynumber_tax.html#kikaku